

よくある質問（変更申請関係）

埼玉県 総務部 入札審査課

平成 31 年 4 月版

目次

システムを利用した変更申請について	1
書面での変更申請について	5
変更申請対象外案件について	6
パスワード関係	10
システム操作関係	11
その他	13

システムを利用した変更申請について

1 「システムを利用する変更事項」には何があるか。

商号・名称、代表者、所在地、代理人の変更等が該当します。

詳しくは「工事等 / 変更申請」のページに掲載している「システムを利用する変更事項及び共通書類一覧」を確認してください。

工事等 / 変更申請

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou.html>

2 所在地移転等を予定しているが、前もって変更申請を提出できるか。

変更があった日以降に、競争入札参加資格申請受付システム（以下、「受付システム」という。）で変更後の情報を入力し、データ送信を行ってください。

3 変更申請を提出したいが、受付システムで「変更届作成」を選択できない。

「変更届作成」は、入札参加資格を登録している全ての自治体で、「工事等申請受付システムメインページ」で、申請状況確認の「ステータス」が「審査済」となっているときに選択することができます。

（1）ステータスが「入力中」の場合

既に変更申請の入力を始めている状態です。「一時保存データ修正」を選択し、入力続けてください。

（2）ステータスが「受付済」の場合

既に変更申請を提出している状態です。審査の進捗状況を確認したいときは、

ア システムを利用する変更の場合

共同受付窓口（埼玉県総務部入札審査課）にお問合せください。

電話：048 - 830 - 5771

イ 書面による変更の場合

「受付済」となっている自治体にお問合せください。

（3）ステータスが「審査中」の場合

既に変更申請を提出している状態です。審査の進捗状況を確認したいときは、「審査中」となっている自治体にお問合せください。

なお、新規申請や追加申請を行った場合は、入札参加資格の有効期間が到来するまではステータスが「審査済」になりません。参加資格が有効になってから改めて受付システムで変更申請を提出してください。

4 埼玉県に入札参加資格を申請していない場合、書類の送付先はどこになるのか。

埼玉県に入札参加資格を申請していない場合であっても、共同受付窓口に書類を送付することがあります。詳しくは、

(1) システムを利用する変更の場合

「工事等 / 変更申請」のページに掲載している「システムを利用する変更事項及び共通書類一覧」を確認してください。

(2) 書面による変更の場合

「工事等 / 変更申請」のページに掲載している「書面による変更の自治体別書類一覧」を確認してください。

工事等 / 変更申請

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou.html>

5 送付票は申請自治体数分を送付するのか。

送付票は、共同受付窓口に1部のみ送付してください。

なお、送付する前に、必ず次のことを確認してください。

(1) 申請区分が「変更」となっている。

(2) 申請(届出等)年月日が「データ送信日」となっている。

6 変更申請を入力し終えたが、「入力内容確認」画面で送付票印刷ボタンが選択できない。 または入力データ送信ボタンが選択できない。

(1) 入力データの送信が済んでいない場合

「入力データ送信」を選択し、データ送信を行った後、送付票を印刷してください。

(2) データ入力が終わっていない場合

「一時保存データ修正」を選択し、以下の手順で入力を終わらせてください。

「変更届作成」画面：「保存して次へ」をクリック

「建設工事情報登録（共通）」、「設計・調査・測量情報（共通）登録」、「土木施設維持管理情報登録（共通）」画面：「保存して次へ」をクリック

「申請自治体選択」画面：一番先頭の自治体の「申請」をクリック

「建設工事情報登録（個別）登録」、「設計・調査・測量情報登録（個別）」、「土木施設維持管理情報登録（個別）」画面：「確認」をクリック

「申請書入力データ登録確認」画面：「登録」をクリック

7 委任状は県のみだけを共同受付窓口へ送付すればよいのか。

(1) 代理人、代理人を置く営業所の名称、代理人を置く営業所の所在地、代理人の役職名が変更となった場合

全ての申請先自治体分を一括して、共同受付窓口へ郵送してください。

(2) 上記以外の変更で、「自治体別書類」として委任状が必要な場合

該当する自治体へ直接郵送してください。

8 委任状（様式 E - 5）の日付はいつを記載すればよいのか。

(1) 右上の日付

送付票の「申請（届出等）年月日」（＝システムで入力データを送信した日）を記入してください。

(2) 委任開始日

申請日以降の日付を記入してください。申請日より前の日を委任開始日とすることはできません。

9 委任状（様式 E - 5）のあて先はどのように書けばいいのか。

『埼玉県知事』、『市長』、『町長』、『企業長』、『組合管理者』と記入してください。長の氏名は記入不要です。

越谷・松伏水道企業団、戸田競艇企業団は『企業長』となります。

秩父広域市町村圏組合、埼玉西部消防組合は『組合管理者』となります。

10 自治体別書類についても、埼玉県に一括して送付するのか。

それぞれの自治体へ直接郵送してください。詳しくは、「工事等 / 変更申請」のページに掲

載している「自治体別書類」を確認してください。

工事等 / 変更申請

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou.html>

11 システムを利用する変更の場合、「審査済」となるまでどのくらいかかるか。

共同受付窓口で送付票を含めた全ての共通書類を収受した日から、土日祝日・年未年始を除いて、11日程度かかります。(年未年始、年度末及び年度当初等は通常より処理に時間を要します。)

申請内容や各自治体の審査、受付システムの稼働状況等により、処理日数は変動することがあります。

また、共通書類及び自治体別書類に不備・不足がある場合、審査ができません。

書面による変更について

1 「書面による変更」には何があるのか。

書面による変更の対象は、自治体によって異なります。詳しくは、「工事等 / 変更申請」のページに掲載している「書面による変更の自治体別書類一覧」を確認してください。

工事等 / 変更申請

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou.html>

埼玉県の場合、以下の項目が該当します。

- (1) 事業所間の契約権限の変更
- (2) 建設業許可の許可区分変更（一般・特定の別の変更）
- (3) 建設業許可の廃止
- (4) 中小企業等組合等の組合員の変更
- (5) 業種・業務の抹消、資格名簿からの抹消等
- (6) 入札参加資格の再審査（合併、分割、営業譲渡等）

なお、上記(3)は、改めて建設業許可を取得する予定がない場合、上記(5)に該当します。注意してください。

2 書類の送付先はどこになるのか。

入札参加資格を変更する自治体に直接郵送してください。

ただし、1(5)業種・業務の抹消、資格名簿からの抹消に係る「申請地方公共団体報告書」は、必ず共同受付窓口へ郵送してください。

なお、自治体によって必要書類が異なる場合があります。詳しくは、「工事等 / 変更申請」のページに掲載している「書面による変更の自治体別書類一覧」を確認してください。

工事等 / 変更申請

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou.html>

変更申請対象外の案件について

1 現在、埼玉県のみ登録しているが、他の自治体に入札にも参加したい。受付システムで変更できるか。

受付システムで入札参加資格を登録する自治体を変更することはできません。

次のいずれかの方法により申請してください。

(1) 更新申請

2年に1度、実施しています。次回は平成32年の秋頃に、平成33・34年度入札参加資格審査を実施する予定です。

(2) 追加受付

入札参加資格が有効な2年度間に計5回実施しています。

平成31・32年度入札参加資格における追加申請の日程等は、「平成31・32年度建設工事請負等競争入札参加資格審査【申請(新規・追加)受付】」のページに掲載されている日程表等を確認してください。

平成31・32年度建設工事請負等競争入札参加資格審査【申請(新規・追加)受付】

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/kouji3132/tuika-top.html>

2 現在、申請業務は建設工事のみ登録しているが、土木施設維持管理を追加したい。受付システムで変更できるか。

受付システムで申請業務を変更することはできません。

次のいずれかの方法により申請してください。

(1) 更新申請

2年に1度、実施しています。次回は平成32年の秋頃に、平成33・34年度入札参加資格審査を実施する予定です。

(2) 追加受付

入札参加資格が有効な2年度間に計5回実施しています。

平成31・32年度入札参加資格における追加申請の日程等は、「平成31・32年度建設工事請負等競争入札参加資格審査【申請(新規・追加)受付】」のページに掲載されている日程表等を確認してください。

平成31・32年度建設工事請負等競争入札参加資格審査【申請(新規・追加)受付】

3 現在、建設工事の土木工事業のみ登録しているが、管工事業を追加したい。受付システムで変更できるか。

受付システムで建設工事の『業種』、設計・調査・測量の『業務』、土木施設維持管理の『業務』を追加することはできません。

次のいずれかの方法により申請してください。

(1) 更新申請

2年に1度、実施しています。次回は平成32年の秋頃に、平成33・34年度入札参加資格審査を実施する予定です。

(2) 追加受付

入札参加資格が有効な2年度間に計5回実施しています。

平成31・32年度入札参加資格における追加申請の日程等は、「平成31・32年度建設工事請負等競争入札参加資格審査【申請(新規・追加)受付】」のページに掲載されている日程表等を確認してください。

平成31・32年度建設工事請負等競争入札参加資格審査【申請(新規・追加)受付】

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/kouji3132/tuika-top.html>

4 現在、管工事業の給排水設備工事のみ登録しているが、浄化槽工事を追加したい。受付システムで変更できるか。

受付システムで建設工事の『受注希望工事』、設計・調査・測量の『希望業務』を追加することはできません。

次のいずれかの方法により申請してください。

(1) 更新申請

2年に1度、実施しています。次回は平成32年の秋頃に、平成33・34年度入札参加資格審査を実施する予定です。

(2) 追加受付

入札参加資格が有効な2年度間に計5回実施しています。

平成31・32年度入札参加資格における追加申請の日程等は、「平成31・32年度建設工事請負等競争入札参加資格審査【申請(新規・追加)受付】」のページに掲載されている日程表等を確認してください。

5 現在、事業所 A で土木工事業を登録しているが、事業所 B に変更したい。受付システムで変更できるか。

受付システムで入札参加資格を登録している事業所を変更することはできません。

このような場合は「契約権限の変更」に該当するので、書面による変更となります。申請方法は各自治体で異なります。詳しくは、ホームページ「工事等 / 事業所間の契約権限の変更」を確認してください。

工事等 / 事業所間の契約権限の変更

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/kengen-henkou.html>

6 個人事業主から法人成りした。受付システムで変更できるか。

受付システムで変更することはできません。

「再審査」に該当する場合があります。詳しくは、入札参加資格を申請している自治体にお問合せください。

7 以下の事項が変わった場合、変更申請は必要か。

- (1) 経営事項審査の総合評価値通知書が新たに発行された
- (2) 資本金額を変更した
- (3) ISO を新たに取得した
- (4) 代表者印、代理人使用印を変更した
- (5) 建設業許可を変更した
- (6) 設計・調査・測量に関する登録を変更した

自治体で取扱いが異なります。入札参加資格を登録している自治体にお問合せください。

なお、埼玉県は、次のとおり取り扱っています。

ア (1) から (4) の場合

埼玉県に対する変更申請は必要ありません。

イ (5) の場合

許可の更新、許可の追加取得

変更申請は必要ありません。

許可換え、許可の取り直し

受付システムを利用して変更申請を提出してください。

許可区分変更（一般・特定の別の変更）

書面で変更申請を提出してください。

ウ （6）の場合

登録の更新、追加

受付システムを利用して変更申請を提出することができます。

登録の廃止

登録を更新しなかった場合や登録を止めた場合は、受付システムを利用して変更申請を提出してください。

なお、一部の業務については、入札参加資格を抹消する場合があります。

登録の取り直し

登録を廃止した後、改めて取得した場合は、受付システムを利用して変更申請を提出してください。

パスワード関係

1 ユーザID・パスワードがわからない。どうしたらよいか。

ユーザID・パスワードが不明な場合は、共同受付窓口へ再発行の申請をしてください。
詳しくは、ホームページ「工事等/ユーザID・パスワードの再交付」を確認してください。

工事等/ユーザID・パスワードの再交付

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/id-password.html>

2 受付システムにログインしようとしたが、『このユーザIDは失効しています。』と表示される。

以前の古いユーザIDでログインされているものと思われます。現在のユーザID・パスワードを確認してログインしてください。

なお、受付システムの操作に関することは、ヘルプデスクにお問合せください。

埼玉県電子入札ヘルプデスク

電話：048-830-2263

受付時間：平日の8時30分から17時00分まで

電子メール：a5770-07@pref.saitama.lg.jp

3 受付システムにログインしたところ、「入力したパスワードの有効期限が切れています。」と表示される。

前回のパスワード設定から2年間経過すると、この表示が出ます。パスワードを変更してください。詳しくは、ホームページ「工事等/ユーザID・パスワードの再交付」を確認してください。

工事等/ユーザID・パスワードの再交付

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/id-password.html>

なお、受付システムの操作に関することは、ヘルプデスクにお問合せください。

埼玉県電子入札ヘルプデスク

電話：048-830-2263

受付時間：平日の8時30分から17時00分まで

電子メール：a5770-07@pref.saitama.lg.jp

システム操作関係

1 データ送信を行った後に内容の誤りに気がついた。修正は可能か。

データ送信を行った後、入力内容を修正することはできません。
共同受付窓口（電話：048-830-5771）にお問合せください。

2 受付システムで変更情報を入力したが、入力自体を取り消したい。

「工事等申請受付システムメインページ」で、申請状況確認のステータスが「入力中」又は「受付済」となっている場合、入力内容を取り消すことはできません。
共同受付窓口（電話：048-830-5771）にお問合せください。

3 受付システムで変更申請を提出したが、データが正しく送信されたか確認したい。

次のいずれかの方法で確認することができます。

- (1) 「工事等申請受付システムメインページ」で、申請状況確認のステータスが「受付済」となっている。（「入力中」は、データ送信が済んでいない状態です。）
- (2) 印刷された送付票の「申請（届出等）年月日」が今回のデータ送信日となっている。

4 審査状況を確認したい。

受付システムの「工事等申請受付システムメインページ」で、申請状況確認のステータスをご覧ください。

ステータスは「入力中」「受付済」「審査中」「審査済」と推移します。

(1) 入力中

データ送信を行っていないため、変更申請が提出されていない状態です。
速やかに「入力データ送信」を行い、共通書類及び自治体別書類を郵送してください。

(2) 受付済

次のいずれかの状態です。

ア 「データ送信」は行ったが、共通書類及び自治体別書類を郵送していない
速やかに共通書類及び自治体別書類を郵送してください。

イ 「データ送信」を行い、書類を郵送した

受付システムの登録情報及び提出書類をもとに、共同受付窓口及び各自治体で審査をしています。

(3) 審査中

共同受付窓口及び各自治体で審査をしている状態です。審査の進捗状況に関する詳しいことは、各自治体にお問合せください。

(4) 審査済

審査が終了した状態です。

その他

1 審査結果通知書が手元にない。または郵送されていない。

審査結果通知書は郵送しておりません。受付システムにログインして確認してください。

埼玉県は、平成23・24年度の入札参加資格審査(新規申請については、平成23・24年度の第1回追加申請)から結果通知書の郵送を行っておりません。

2 変更申請の内容が審査結果通知書に反映されていない。

審査結果通知書は、平成31年4月1日時点でシステムに登録されている情報が保持されます。その後変更申請を行っても、審査結果通知書に情報は反映されません。

ただし、名簿有効期間中に追加申請を行った場合は、追加された業種等の名簿が有効となった時点の情報が反映されます。